

防整技第16586号
令和4年9月1日

大臣官房会計課長
地方協力局環境政策課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部経理課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部総務部経理課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部総務部会計課長
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局総務部長
北海道防衛局管理部長
東北防衛局企画部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近中部防衛局管理部長
中国四国防衛局企画部長
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設技術管理官
(公印省略)

建設工事請負契約書第27条第5項の適用に係る細部事項について（通知）

標記について、建設工事請負契約書の運用基準について（防整施第6916号。28.3.31）別紙の20（8）の規定に基づき別紙のとおり定め、令和4年9月1日から適用することとしたので通知する。

なお、防整技第5040号（令和2年3月30日）、防整技第5042号（令和2年3月30日）、防整技第5043号（令和2年3月30日）は、この通知の適用日をもって廃止する。

ただし、この通知の適用日の前に行われた、建設工事請負契約書第27条第5項に基づく発注者又は受注者からの請負代金額の変更の請求は、なお従前の例による。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、施設整備官、提供施設計画官

建設工事請負契約書第27条第5項の適用に係る細部事項

建設工事請負契約書第27条第5項の規定(以下「単品スライド条項」という。)の運用については、建設工事請負契約書の運用基準について(防整施第6916号。28.3.31)別紙の20(6)定めるもののほか、当分の間、以下のとおり運用する。

1 主要な工事材料

単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」とは、当該工事に主に使用される鋼材類、燃料油又はその他工事材料をいう。

2 適用対象工事

(1) 単品スライド条項は、主要な工事材料の品目ごとに次式により算定した当該工事に係る各変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものについて適用することができる。

$$\text{変動額}_{\text{鋼}} = M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}$$

$$\text{変動額}_{\text{油}} = M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}$$

$$\text{変動額}_{\text{材料}} = M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}, M_{\text{材料}}^{\text{当初}} = \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times k \times (100 + \text{消費税及び地方消費税とを合わせた税率}) / 100$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}, M_{\text{材料}}^{\text{変更}} = \{p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m\} \times k \times (100 + \text{消費税及び地方消費税とを合わせた税率}) / 100$$

$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}, M_{\text{材料}}^{\text{当初}}$: 価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他工事材料の金額

$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}, M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$: 価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他工事材料の金額

p : 設計時点における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価

p' : 第4項の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価

D : 第5項の規定に基づき算定した鋼材類、燃料油又はその他工事材料の数量

k : 落札率

(2) 前号に規定する「請負代金額」は、請負代金の部分払をした工事にあつては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品(以下「出来形部分等」という。)に相応する請負代金相当額を控除した額とする。

ただし、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の建設工事請負契約書第40条第3項に規定する通知の書面において、第7項の規定により、発注者又は受注者の求めに応じ、当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合にあつては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

3 スライド額の算定

- (1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、前項の規定により単品スライド条項の適用対象となった主要な工事材料に該当する各工事材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S_{\text{増額}} = (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}) - P \times 1 / 100$$

$$S_{\text{減額}} = (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}) + P \times 1 / 100$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}, M_{\text{材料}}^{\text{当初}} = \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times k \times (100 + \text{消費税及び地方消費税とを合わせた税率}) / 100$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}, M_{\text{材料}}^{\text{変更}} = \{p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m\} \times k \times (100 + \text{消費税及び地方消費税とを合わせた税率}) / 100$$

$S_{\text{増額}}$ ：スライド額（増額の場合）

$S_{\text{減額}}$ ：スライド額（減額の場合）

$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}, M_{\text{材料}}^{\text{当初}}$ ：価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他工事材料の金額

$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}, M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ ：価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他工事材料の金額

p ：設計時点における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価

p' ：次項の規定に基づき算定した価格変動後における対象材料の単価

D ：第5項の規定に基づき算定した鋼材類、燃料油又はその他工事材料の数量

k ：落札率

P ：前項に規定する請負代金額

- (2) 受注者が対象材料を実際に購入した際の代金額を対象材料の品目ごとに合計した金額（消費税等相当額を含む。以下「実際の購入金額」という。）を算定し、これら実際の購入金額が前号の $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ 、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ 又は $M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ を下回る場合にあっては、前号の規定にかかわらず、前号の $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、 $M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者のその他工事材料の実際の購入金額を用いて、前号の算式によりスライド額を算定する。

- (3) 実際の購入金額を算定し、これら実際の購入金額が本項第1号の $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ 、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ 又は $M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ を上回る場合にあっては、受注者が対象材料について、第6項第1号に規定する書類に加え、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合に限り、本項第1号の規定にかかわらず、本項第1号の $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、 $M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者のその他工事材料の実際の購入金額を用いて、本項第1号の算式によりスライド額を算定する。

なお、実際の購入金額を使用する場合には、付紙を基に実施するものとする。

- (4) 本項第2号及び前号の「実際の購入金額」は、次に定めるとおりとする。
- ① 第6項の規定により確認される対象材料の実際の購入数量が第5項に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を受注者が実際に購入した際の代金額。
 - ② 第6項の規定により確認される対象材料の実際の購入数量が第5項に規定する対象数量を上回る場合は、対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに実際の購入金額を乗じて得た金額。

- ③ 燃料油に該当する対象材料について、第6項第5号の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を第5項の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、次項第1号②ロの平均価格を乗じて得た金額。
- (5) スライド額の算定は、対象材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

4 価格変動後における単価の算定方法

- (1) スライド額の算定に用いる価格変動後の対象材料の単価（ p' ）（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）は、次に定めるとおりとする。

① 鋼材類及びその他工事材料

対象材料を現場に搬入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格）とする。ただし、減額変更する場合においては、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格）とする。

② 燃料油

イ 対象材料を購入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格）とする。

ロ 対象材料のうち、第6項第5号の規定により、受注者が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても次項の対象数量とすることとした場合、又は減額変更する場合で発注者が有する情報では購入月ごとの購入数量が判断できない場合にあっては、イの規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

- (2) 前号①及び②イに規定する対象材料の搬入又は購入（以下「搬入等」という。）の月及び数量は、建設工事請負契約書第13条第2項による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

5 対象数量の算出方法

- (1) スライド額の算定の対象とする数量（ D ）（以下「対象数量」という。）は、対象材

料ごとに、次に掲げる数量とする。

- ① 設計図書（建築工事、設備工事及び通信工事にあつては、数量書。以下同じ。）に記載された数量があるときは、当該数量。
- ② 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、発注者の設計数量。
- ③ 設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油については、発注者の積算において使用材料一覧として集計された数量。
- ④ その運搬に燃料油を用いる各種資材であつて、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不相当となるもの（運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。）にあつては、当該運搬に要する燃料油に該当する対象材料の数量で客観的に確認できるもの。

(2) 請負代金の部分払をした工事にあつては、第7項の規定により単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、前号に規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

6 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認又は受注者との協議

- (1) 受注者が単品スライド条項の適用を請求したとき又は発注者が減額変更を請求した場合で発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価、購入先及び当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。
- (2) 増額変更を行う場合で、受注者が前号の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について前号に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の適用対象とはしないものとする。
- (3) 減額変更を行う場合で、受注者が本項第1号の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について本項第1号に規定する事項を確認できない場合には、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。
- (4) 本項第1号の規定にかかわらず、鋼材類については、当該対象材料を実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、実際に購入した際の単価は搬入等した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入等した場合にあつては、各搬入等の月の実勢価格を搬入等の月ごとの搬入等数量で加重平均した価格）を用いてスライド額を算定することができる。
- (5) 本項第1号の規定にかかわらず、燃料油については、当該対象材料を実際に購入した際の数量、単価、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認める場合においては、受注者が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、受注者が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、受注者が証明した数量以外の数量についても前項の対象数量とすることができる。

7 部分払時の取扱

建設工事請負契約書第40条第3項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不相当となるおそれがあると認めるときは、発注者又は受注者の求めに応じ、当該通知を行う書面に、発注者又は受注者は部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

8 部分引渡し

建設工事請負契約書第41条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分について、単品スライド条項を適用することができない。

9 請負代金額の変更手続

- (1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。
- (2) 前号に規定する請求が受注者からあったとき又は発注者が請求を行ったときは、建設工事請負契約書第27条第8項の規定に基づき、受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から45日前の日」と定め、これを前号の請求があった日又は請求を行った日から7日以内に受注者に通知するものとする。
- (3) この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。ただし、建設工事請負契約書第41条に規定される部分引渡しを受けるものについては、部分引渡しに係る工事部分の工期末に行うものとする。

10 全体スライドを併用する場合の特則

建設工事請負契約書第27条第1項から第4項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用して請負代金額を変更した契約については、第2項第1号中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価」とあるのは「設計時点における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価（建設工事請負契約書第27条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、第3項第1号中「設計時点における対象材料の単価」とあるのは「設計時点における対象材料の単価（建設工事請負契約書第27条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、第3項第1号中「請負代金額」とあるのは「請負代金額から建設工事請負契約書第27条第3項の変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0とする。）」とする。

実際の購入金額の確認フロー

受注者
 実際の購入金額でのスライド額算定を希望
 ・対象品目及び対象材料を申出※
 ・実購入先を含まない2社以上の見積り提出※
 ➤ 「実際の購入金額の単価」が「実勢価格（落札率考慮）」以上となることを受注者にて確認

(補足) 見積りについて
 工期内の代表的な月
 (1ヶ月以上) とする

〔 ※単品スライドの請求時にあわせて提出 〕



第1段階

発注者
 受注者から提出された見積りから「地域の材料価格の傾向」と「実際の購入金額での検討」を行うことの妥当性を確認
 <チェック項目>
 対象材料ごとに以下を確認
 ・「現場に搬入された月もしくは購入した月」のうち、代表的な月（1ヶ月以上）の単価で確認
 ➤ 「実際の購入金額の単価」と2社以上の「見積り単価」を比較し、「実際の購入金額の単価」が最も安価となる

「実際の購入金額の単価」が最も安価とならない材料



実勢価格にて算出
 実購入先の当該材料の価格変動は社会（もしくは地域）全体としてのものではない。



「実際の購入金額の単価」が最も安価となる材料

第2段階

発注者
 「実際の購入金額」の「実勢価格」からの乖離の程度を確認
 <チェック項目>
 ①が②以内であることを確認
 ① 「実際の購入金額の単価」
 （複数月に渡って搬入している場合は、購入単価の加重平均）
 ② 「実勢価格の単価（落札率考慮） + 30%」
 （複数月に渡って搬入している場合は、実勢価格の単価（落札率考慮）の加重平均 + 30%）
 ①が②を上回る場合、特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認
 <確認方法>
 1) 発注者による見積り徴収
 2) 近隣工事における材料調達状況
 3) 特別調査で設定した単価の場合、調査機関へのヒアリング等

実際の購入金額の妥当性が確認できない



実勢価格にて算出

〔 実勢価格の単価（落札率考慮）の+30%は発注者として妥当性を確認するためのものであり、+30%を超えても妥当性が確認されれば採用可能 〕



実際の購入金額の妥当性が確認できる

実際の購入金額にて算出
 ①が②以内の場合、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致しているため、妥当と判断
 ①が②を上回る場合、実際の購入金額の単価が妥当であることが、発注者が入手できる情報・資料から確認できる